

2022 年 12 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社日本ハウスホールディングス
代表者名 代 表 取 締 役 会 長 成田 和幸
(コード：1873 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 河瀬 弘一
T E L (0 3) 5 2 1 5 - 9 9 0 7

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022 年 12 月 23 日開催の取締役会において、下記のとおり、2023 年 1 月 26 日開催予定の当社第 54 期定時株主総会に、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が 2022 年 9 月 1 日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2023 年 1 月 26 日 (予定)
定款変更の効力発生日	2023 年 1 月 26 日 (予定)

以上

【別紙】 定款変更の内容

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
第13条～第15条（条文省略）	第13条～第15条（現行どおり）
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>	
第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	< 削 除 >
< 新 設 >	<u>（電子提供措置等）</u>
	第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
	② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
	<u>（附則）</u>
	① 変更後定款第16条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
	② 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。